

京都市立芸術大学学位規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年12月28日一部改正)

(平成26年6月30日一部改正)

(平成30年11月15日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）及び京都市立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規程に基づき、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、以下の学士、修士及び博士とする。

美術学部 学士（美術）

音楽学部 学士（音楽）

美術研究科 修士（美術）

博士（美術）

音楽研究科 修士（音楽）

博士（音楽）（音楽学）

(学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士（後期）課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士

論文の審査及び試験に合格し，かつ，本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（審査対象）

第4条 大学院学則第32条第1項に規定する審査を受けるべき修士論文又は特定の課題についての研究の成果は，次の表に掲げるとおりとする。

なお，音楽研究科各専攻における審査対象については，履修の手引きに定める。

研究科	種 類
美術研究科	修士論文又は修士作品
音楽研究科	修士論文，修士作品，修士演奏

2 大学院学則第32条第2項，第3項に規定する審査を受けるべき博士論文には，研究領域により研究作品又は研究演奏を加えることができる（以下「博士論文等」という。）。

（学位論文等審査の願い出）

第5条 本学大学院修士課程の学生が，前条の修士論文（専攻により修士作品，修士演奏を加え，又は修士論文に代えて修士作品若しくは修士演奏とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願い出ようとするときは，修士論文等に，修士論文等目録，修士論文等要旨及び履歴書を添えて，研究科長に提出しなければならない。

2 本学大学院博士（後期）課程の学生が博士論文等の審査を願い出ようとするときは，博士論文等及び別に定める書類等を，研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文等及び博士論文等の提出の時期及び試験の期日，方法については別に定める。

（学位論文等の審査）

第6条 研究科長は，修士論文等及び博士論文等の提出を受けた場合は，研究科委員会にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、修士論文等及び博士論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、修士論文等及び博士論文等を審査するため、修士論文等及び博士論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会）

第7条 修士論文等の審査委員会は、提出された修士論文等の内容に応じた研究分野担当の教員に、研究科委員会において選出された関連分野担当の教員を加えて組織する。

2 博士論文等の審査委員会は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもって組織する。

3 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の准教授又は講師を加えることができる。

4 学位の授与に関わる博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究機関等の教員等の協力を得ることができる。

5 審査委員会は、修士論文等及び博士論文等の審査のほか、試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

6 試験は、修士論文等及び博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（学外者の請求による博士論文等の審査）

第8条 本学大学院の学生以外の者（以下「学外者」という。）が本学大学院の博士の学位請求を願い出ようとするときは、博士論文等及び別に定める書類等を、公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程に基づき学長が定める博士論文等審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定により納付した学位審査手数料は、返付しない。

3 学長は、第1項に基づいて提出された博士論文等の審査を研究科

長に付託する。

4 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

5 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、博士論文等の審査を行うものとする。

6 審査委員会の設置、審査委員会の組織、審査結果の報告及び試験の方法については、第6条第3項、第7条第2、3、4、5、6項の規定を準用する。

7 研究科委員会は、学力審査委員会を組織し、博士論文等審査及び試験終了後に学力の確認を行うものとする。

8 学力の確認の方法は、博士論文等に関連する研究領域の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

（審査結果の認定）

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに修士論文等及び博士論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 研究科委員会は、本学大学院の博士の学位を請求した学外者の博士論文等の審査及び試験並びに学力の確認の結果に基づき、その者の学位要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について審議の上、合格又は不合格を議決する。

3 前2項に規定する議決を行う場合は、出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

（審議の報告）

第10条 研究科委員会において、前条第1項、第2項の規定により議決したときは、研究科長は文書で学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第11条 学長は、学部長及び研究科長の報告に基づき、学位を授与すべき者には、学位を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知する。

(専攻分野の名称)

第12条 学位を授与するに当たっては、当該学位記に適切な専攻分野等を付記するものとする。

(学位名称の使用)

第13条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「京都市立芸術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第14条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一つに該当するときは、教授会あるいは研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する議決を行う場合には、第9条第3項の規定を準用する。

(学位論文等の保存)

第15条 修士論文1部又は修士作品（修士作品写真を含む。）1部若しくは修士演奏記録1本を本学附属図書館に保存する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の要旨の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を得て、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全部を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、本学と協力しインターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項及び2項の規定により、博士論文を公表する場合には、この博士論文に「京都市立芸術大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。
- 5 博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏が博士論文審査に加えられた場合は、研究科委員会の定めるところにより、その研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

（学位記等の授与）

第19条 学位を授与された者に学位記を授与する。

- 2 学位記の様式は、学位の種類に応じ、第1号様式又は第2号様式又は第3号様式又は第4号様式とする。

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成24年4月1日決定）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日決定）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日決定）

この規程は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年11月15日決定）

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（平成31年4月1日決定）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 19 条関係)

卒 業 証 書 ・ 学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学	学部 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士()の学位を授与する
年 (年) 月 日	
大学印	京都市立芸術大学 学部長 氏 名 印
	京都市立芸術大学学長 氏 名 印
	第 号
※ (注) 授与日は、西暦と元号を併記する	

第 2 号様式(第 19 条関係)

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院	研究科 専攻の修士課程を修了したので修士()の学位を授与する
年 (年) 月 日	
大学印	京都市立芸術大学
	第 号
※ (注) 授与日は、西暦と元号を併記する	

第 3 号様式(第 19 条関係)

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院	研究科 専攻の博士(後期)課程を修了したので博士()の学位を授与する
年 (年) 月 日	
大学印	京都市立芸術大学
	第 号
※ (注) 授与日は、西暦と元号を併記する	

第 4 号様式(第 19 条関係)

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士()の学位を授与する	
年 (年) 月 日	
大学印	京都市立芸術大学
	第 号
※ (注) 授与日は、西暦と元号を併記する	